

令和6年皆野町農業委員会第9回定例総会議事録

1. 開催期日 令和6年9月24日（火）
2. 開催場所 皆野町役場 3階 301会議室
3. 開議時刻 午後 1時30分
4. 閉議時刻 午後 2時15分
5. 宣告者 皆野町農業委員会長 浅見 寿太郎
6. 委員出席状況

農業委員：出席者：12人・欠席者：2人

推進委員：出席者：5人・欠席者：0人

番号	氏名	備考	番号	氏名	備考
1	齊藤三恵子	出席	11	小池幹夫	欠席
2	野澤辰雄	出席	12	横田和子	出席
3	東光義	出席	13	高橋健一	出席
4	大濱英一	出席	14	長島徳治	出席
5	浅見寿太郎	出席	皆野	丸山眞守	出席
6	四方田順造	出席	国神	柴崎孝夫	出席
7	葦原義人	出席	金沢	田中輝雄	出席
8	新井義虎	欠席	日野沢	山本丈示	出席
9	武内初代	出席	三沢	田島一男	出席
10	四方田克己	出席			

7. 会議に付した議案

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

1件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

3件

8. 事務局 三橋博臣、井上裕太

9. 会議の概要

浅見会長
あいさつ

皆さん、こんにちは。今話がありましたが、急に涼しくなりまして、本当に体のほうがなかなか気温の差についていけないような感じもしていますけれども、このまま涼しくなるのか、普通の秋に戻るのか、分かりませんが、体調には十分、私も含めて気をつけてやっていきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

今日は、第9回の定例総会です。幾つかの議案を慎重にご審議をいただいて、スムーズに進行させていただければと思います。ご協力をよろしくお願いします。

事務局

ありがとうございました。

続きまして、議案に入ります。

農業委員会会議規則に基づきまして、議案の進行につきましては浅見会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

浅見会長

それでは、しばらくの間、進行させていただきます。着座で失礼をいたします。

ただいまの出席委員数は17名です。

定足数に達しておりますので、これより令和6年皆野町農業委員会第9回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

なお、本日の会議に欠席の届出は、8番、新井義虎委員、11番、小池幹夫委員の2名でございます。

次に、議事録署名人に、

金沢区域担当、田中輝雄委員

1番、齊藤三恵子委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

出席委員

(異議なしの声あり)

浅見会長

よって、議事録署名人に、

金沢区域担当、田中輝雄委員

1番、齊藤三恵子委員にお願いをいたします。

それでは、議案のほうに入りたいと思います。

議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請について、1件を議題といたします。

番号1について審議します。

事務局に議案の朗読、説明をさせます。お願いします。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

それでは、農業委員として地区担当の14番、長島徳治委員に対象農地の状況について説明を求めます。

お願いします。長島委員。

14番
長島委員

18日に事務局、井上さんと現地を見てまいりました。

2ページの案内図を御覧になってください。県道〇〇〇線、それを〇〇〇〇のほうへ向かっていただき、途中バス停、〇〇〇〇というところがございます。そこを斜め左に折れていただいて、大体300mぐらい前後行ってもらって、さらにそこを小さな道を左折、そうしますとそのコーナーから2、30m入った地点が、この申請の場所になります。

今事務局から先に補足がありましたとおりでございまして、私から特に説明するところもないような気がするので、質疑のほうをひとつよろしく願いいたします。

以上です。

浅見会長

最初に、事務局のほうからありました補足説明を含めて、皆さんのほうから何か、これから本件に対する質疑を行いたいと思いますが、質疑がございましたらお願いをいたします。よろしいですか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

それでは、質疑がございませんので、これより採決いたします。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することを可とする委員は挙手をお願いいたします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

続いて、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、3件を議題といたします。

番号1について審議します。

事務局に議案の朗読、説明をさせます。お願いします。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農業委員として地区担当の14番、長島徳治委員に対象農地の状況について説明を求めます。

長島委員。

14番
長島議員

議案2号、番号1について説明を申し上げます。

位置的にはもちろん同じ場所になりますけれども、9ページの配置図を御覧ください。〇〇〇-〇、ここに三角形の部分がありますが、この土地がこの裏の〇〇〇〇さんの畑という形で、これを利用してしまっていたわけでございます。今回これを分筆して、〇〇〇〇君の土地という形を明白にしたいという申請だと思えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

浅見会長

それでは、これより本件に対する質疑を行います。質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑がございませんので、これより採決いたします。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することを可とする委員は挙手をお願いいたします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

続いて、番号2について審議します。

事務局に議案の朗読、説明をさせます。事務局お願いします。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

それでは、度々申し訳ありません。農業委員として地区担当の14番、長島徳治委員に対象農地の状況について説明を求めます。

14番
長島委員

これは位置的には、最初の議題の裏の家、同じ〇〇〇〇なのですが、その進入路は、始末書にも書かれているとおり、かなり古いときから進入路として農地を使っていたという形の違反になるわけです。それを正式に進入路として届出、承認をいただきたいという形の申出だと思います。

始末書等を参考にご審議をいただき、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

浅見会長

これより本件に対する質疑を行いたいと思います。事務局からの補足説明、また長島委員からの説明を踏まえていただいて、質疑がございましたらよろしくお願いいたします。

よろしいですか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑がございませんので、これより採決いたします。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

続いて、番号3について審議します。

事務局に議案の朗読、説明をさせます。事務局をお願いします。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農業委員として地区担当の3番、東光義委員に対象農地の状況について説明を求めます。お願いします。

3番
東委員

今月の17日の日に事務局の井上さんと申請地を見に行ってきました。場所は、〇〇〇〇から約280mぐらい〇〇〇、県道方面に行ってもらって、ちょっとこの写真を当時石垣のちょうど石垣の上の場所になります。日照等の問題はないと思いますので、ひとつ審議のほどよろしくお願いします。

浅見会長

それでは、これより本件に対する質疑を行います。質疑がございましたらお願いいたします。

横田委員。

1 2 番
横田委員

これって息子さんが新しく家を造るのではなくて、お父さんのあった家を増築するという計画ですか。

事務局

私のほうから説明をさせていただきます。

19ページの配置図を御覧ください。今横田委員のおっしゃっていたように、増築になります。子供部屋を内蔵した建物を建てるといいますか、配置図の真ん中にちょっと薄く斜線で引かれている木造平家住宅、専用住宅があるかと思えます。こちらがもうある既存の住宅になりまして、本日お配りしました現況写真の2枚目のほうに写っている白い壁の建物、これが今住んでいる建物になります。そこだけでは手狭になったので、その町道側ですか、子供部屋が内蔵された建物を建てるといのように、離れを建てるようなイメージになるかと思えます。

併せて説明すると、追認になった理由は、その今ある既存住宅が、今回申請地のほうにはみ出していたことが分かったことと、あとはこの写真の上のほうでちょっと見づらいところに古い物置みたいな小屋等も建っていたために始末書をつけてもらっています。

ですので、今横田委員のおっしゃっていたように、子供部屋の離れといえますか、住宅、子供部屋の部分だけを増築して、その離れを造るようなイメージになります。

以上です。

浅見会長

どうでしょうか。

1 2 番
横田委員

そうすると、〇〇〇—〇って〇〇〇〇さんというお父さんの名義ではないのですか。そこに今回増築の部分が建てられるわけですね。

事務局

そうですね。

1 2 番
横田委員

では、お父さんが増築するわけではないので、5条になってしまうわけね。

事務局

そうですね。息子さんが離れに住んでいて、その息子さんの子供部

屋を建てるということで、そうなります。5条になっています。確かにおっしゃるように……

1 2 番
横田委員

4条でも、お父さんがやったのでもいいような気がするのですけれども、わざわざ5条にしたというのが、どういうことかと思ったのですけれども、そういう諸事情があったのでしょうか。

事務局

実際ちょっとこれ見づらいのですけれども、ここの少し空いている部分に車を止めたりとか、後ろからも子供たちの子供世帯がアクセスして使えるような形になるので、5条でも問題はないかなと。基本的に子供部屋が必要と、子供部屋といいますか、子供の離れを必要とされているのが息子さんのほうになったので、5条申請で、ちょっとこれ農振から入っているの、県ともそれで相談しながらやっています。

1 2 番
横田委員

でも、やっぱり敷地拡張になるのですか。

事務局

離れの建築という転用項目がありません。

1 2 番
横田委員
事務局

新築、自己用住宅とはまた言い切れません。

そうですね。なので、一番近いのは、結構県のほうも転用目的を統一する傾向になりまして、なるとすると自己用住宅の敷地拡張が一番近いのかなと思います。

1 2 番
横田委員

参考までに、今お父さんの名義になった〇〇〇って面積どのくらいあるのですか。

事務局

〇〇〇が、これ今回ここの配置図に載っているのは息子さんが使っているところの一部になりますので、全体とすると、ちょっとお待ちください。〇〇〇番の〇が871.28なので、900ちょっと欠けるくらいですね。

1 2 番
横田委員

両方合わせて。

事務局

〇〇〇だけで。〇〇〇—〇なので、今回の親御さんの土地だけで。

1 2 番
横田委員

完全に500は超えていって、さらに今回申請があったわけですよ
ね。

事務局

そうですね。なので、息子さんが使う部分は、一応大体ここまで使
うだろうというところで150の宅地部分の今言ったところの一部
150と、今回の申請地で441㎡程度ということで、一般住宅の要
件よりは少し下回るような形で、〇〇〇〇さん自体は、今農業もやら
れているという、草刈りとかですけれども、ちゃんと管理もされてい
るので、もともと農家住宅であったのかなとは思いますが。なので、多
分もともと面積が大きいのかなと。

1 2 番
横田委員

敷地拡張という、お父さんの部分で計算されてしまうと、面積が
ちょっとというか。

事務局

そうですね。

1 2 番
横田委員

難しいし、かといって分けて息子さんが新たに自己用住宅というの
でも、この面積ならいいような気がするのだけれども、そういう。

事務局

既存の住宅というのですか、それはそのまま生かしたいというので
すか、何かいろいろその建物も経過はあるみたいなのですけれども、
そこに移り住んできて、子供さんが住んでいて、そこだけだと若干ち
よっと子供も大きくなって狭くなったのでというので、住宅を一から
建てるのではなくて、子供部屋の部分を要は離れを増築するという。

1 2 番
横田委員

離れですね。分かれているものね。

事務局

分かれている。

1 2 番
横田委員

ああ。

事務局

増築ではないですね。一応今の既存の建物とは廊下とかでつながっ
ているわけではない。

1 2 番

でも、農振の除外をしたときに、そういった検討はしているわけで

横田委員 すものね。

事務局 そうです。県とも協議をして、県も問題ないということで協議を受けていますので、一応この後農転に来るときには、前に一応県農振の段階でかなり審査しますので、このまま問題なくいくのではないかなとは思っています。

1 2 番
横田委員 農振はまだ済んでいない。

事務局 農振は済みました。農振が済んだので、今回こんな形を。

1 2 番
横田委員 では、まあいいのではないのでしょうか。分かりました。すみません。

浅見会長 ほかに何かございますか。

出席委員 (なしの声あり)

浅見会長 それでは、質疑を以上とさせていただきます、採決に移りたいと思います。
本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員 (委員の挙手)

浅見会長 挙手委員が多数と認めます。
よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。
以上で審議いただき議案は全て終了いたしました。ご協力いただきましてありがとうございました。